

環境省行政文書管理規則の一部改正案 新旧対照表

○環境省訓令第 号

環境省行政文書管理規則（平成23年4月1日環境省訓令第3号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

環境大臣 山口 壯

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

環境省行政文書管理規則（平成23年4月1日環境省訓令第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（主任文書管理者）</p> <p>第5条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（環境省組織令（平成12年政令第256号）第2条第1項に規定する局及び同条第2項に規定する環境保健部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条第1項に規定する総合環境政策統括官グループ及び同訓令第3条第1項に規定する地域脱炭素推進審議官グループをいう。））、施設等機関並びに地方環境事務所をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を1名置く。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（主任文書管理者）</p> <p>第5条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（環境省組織令（平成12年政令第256号）第2条第1項に規定する局及び同条第2項に規定する部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条第1項に規定する総合環境政策統括官グループをいう。））、施設等機関並びに地方環境事務所をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を1名置く。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この訓令は、令和4年7月●日から施行する。